

令和5年9月22日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井康之
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う往診に係る
診療報酬上の臨時的な取扱いの廃止について (再周知)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

自宅・宿泊療養を行っている者への往診の診療報酬上の取扱いにつきましては、令和3年4月22日付け「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その42)」においてご案内申し上げたとおり、一定の場合に保険医療機関の医師が患者等に電話した場合でも往診料が算定できる臨時的な取扱いが示されていたところです。

上記の取り扱いにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、令和5年5月8日以降は、都道府県等に委託された事業者から情報提供を受けた医師が患者等に電話等を行った場合、往診料は算定できない従来の取扱いに戻っており、この旨、厚生労働省より日本医師会を通じて再周知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、令和5年10月以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い、および施設基準等に関する取扱いにつきましては、令和5年9月21日付「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」をご参照ください。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001